

# 第18回 淡路市夏まつり キッチンカー出店事業者募集要項

淡路市夏まつり実行委員会

## 1 募集の目的

淡路市、淡路島国営明石海峡公園及び各種関係団体等が力を合わせて、市民のための淡路市の夏のイベントを実施します。

令和7年度は、淡路市制20周年の年です。記念すべき節目を市民とともに祝いし、安心・安全で、楽しく参加できるイベントとして、「淡路市夏まつり」を実施します。

賑わいづくりやイベントの魅力アップ及び飲食の充実を図るため、キッチンカーの出店を募集しますので、出店事業者募集要項をご覧のうえご応募ください。

## 2 イベント概要

■イベント名 : 第18回淡路市夏まつり

■開催日時 : 令和7年8月3日(日) 12:00~20:00  
(※雨天順延はしない。)

■開催場所 : 淡路島国営明石海峡公園 芝生広場  
(兵庫県淡路市夢舞台8-10)

■主催 : 淡路市夏まつり実行委員会

■来場者予想 : 約25,000人  
(令和6年度の来場者数は、25,605人)

## 3 出店概要

■募集店舗数 : キッチンカー20店舗(台)

※応募者多数の場合は、抽選により決定します。

※キッチンカーの許可基準については、次に掲げるすべてを満たしたものとします。

- (1) 大きさ 車体の平面積が12㎡以内(営業時の平面積)
- (2) 設備 電力、給排水設備を搭載していること。
- (3) 環境保護 2005年(平成17年)以降の排出ガス規制基準に適合するなど、低公害車両であること。
- (4) 外装 会場となる淡路島国営明石海峡公園の景観等にマッ

チ（配慮）したもので、奇抜な装飾は控えること。

■出店場所： 淡路島国営明石海峡公園 芝生広場

■出店時間： キッチンカーの出店に係る許可時間は下記のとおりとします。

(1) 資材搬入時間 8時00分～ 9時00分

(2) 営業時間 12時00分～19時00分

※営業時間を超過した販売は認めません。

(3) 資材及び車両搬出時間 来場者退出後主催者指示（概ね21時以降）

■出店料： 30,000円（税込）

■申込資格： 下記に該当する方で、募集要項に定める条件を満たし、各規定を遵守することのできる個人または法人

(1) 淡路島内に居住する個人または淡路島内に本店若しくは支店を置く法人

(2) 出店申請者が満18歳以上（学生は除く）

■提供品目： 飲食物（軽食、ドリンク、スイーツ等）

■出店審査： 出店には審査があります。当該イベントの趣旨や会場スペースの都合上、募集数を超えた場合は、抽選により出店者を決定しますので、あらかじめご了承ください。

また、同一ジャンルの出店が多い場合は、調整させていただきます。

#### 4 出店条件等

■食品を販売するにあたり、次に掲げるすべてを満たしていることが必要です。

(1) 食品衛生法に基づく保健所の営業許可を有していること。

(2) 食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者が配置されていること。

(3) 生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入していること。

- 出店の際には下記責任を出店者が負うものとします。
- (1) 出店者が販売した商品に対する責任は出店者に帰属します。
  - (2) 販売する際には、上記に同意したものとし、食中毒予防に万全の注意をするようにしてください。
  - (3) 販売に起因する事故・苦情等は、原則として出店者の責任として解決し、迅速な対応を行ってください。
  - (4) 販売に関して、来場者に与えたケガ等について、主催者では、一切責任を負いません。
  - (5) 園内の施設及び園路等を破損・汚損した場合は原状復帰していただきますので、あらかじめご了承ください。
  - (6) 主催者は、開催中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損、車両事故、火災及び自然災害等による損害賠償の責は一切負いません。
  - (7) 待機列の整理・誘導は出店者の責任において行ってください。

■資材や車両の搬入は、8時00分～9時00分とし、出店区画により主催者が時間を指定します。主催者が指示するルート以外の通行は不可とし、特に芝生広場上への乗り入れは厳禁とします。

■資材や車両の搬出は、来場者が芝生広場から退出し、安全が確認された後、主催者が指示します（概ね21時00分以降）ので、勝手に車両を動かさないようにお願いします。

■搬入・搬出車両については、主催者が発行する通行許可証を有する車両（原則1台限り）のみとします。キッチンカー（商品販売車）と別に資材や荷物を別の車両（複数の車両）で荷物の搬入・搬出を行う場合は、事前に申し出てください。

ただし、複数の車両を用いて商品の販売を行うことや、販売員の送迎だけのための芝生広場内への車両の乗り入れは禁じます。

■主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。

■営業時間が一昨年（第16回淡路市夏まつり）から変更になっており、営業時間を厳守せず、お客様とトラブルになるケースが散見されます。

営業に関しては、花火打上げ（19時30分）の30分前（19時00分）までとなりますので、各自、商品の提供時間を逆算するなどして、最

後尾のお客様を各自で管理してください。出店者とお客様の間で生じる販売等に関するトラブルは、主催者側で一切の責任を負いません（出店者側で解決してください）。

■お客様の購入待ち列は、原則、店舗ごとに実施してください。特に園路にお客様が列を作ることや他の歩行者の妨げとならないように十分ご配慮ください。

■キッチンカー周辺の特に園路側は、緊急搬送用に救急車等の通行エリアとなりますので、資材等（持ち込みのテーブルやイス等）の放置・設置はしないようご協力ください。

■芝生広場内で、緊急搬送の事案が発生した場合、販売を一時的に中断するなど、救急車等の通行の支障にならないようご協力ください。

■ガス器具・電気機器などは安全に配慮した設備である必要があります。

■発電機の持ち込みによる使用は、イベント中に給油を要する可能性があり、安全性を確保する観点から原則禁止です（ただし、給油を必要としないポータブル電源の持ち込みは可とします）。キッチンカーへの電気供給を希望する場合は事前に申し出を行い、実行委員会が用意した発電機を共有していただくこととなります。

なお、1ブースあたりの電気容量は、1回路（1500W以下）としますが、主催者で準備する電気容量で不足する場合は、別途、追加レンタル品をお申込みいただき、不足分を確保することで認めます。

※電源容量オーバーによる停電等は、周辺の店舗にも多大な迷惑を掛けることになるとともに、他店舗への営業補償が発生する場合がありますため、電源の使用には十分に留意してください（他店舗への営業補償が生じた場合、出店者が一切の責任を負うこととします）。

※コードリール等、必要な備品は各出店者でご準備ください。

■火気使用時は、消火器を必ずご用意ください。

■政治活動、宗教活動は禁止します。

■環境美化に努め、喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮し、指定エリア以外での喫煙は行わないようにお願いします。

■営業中は、出店区画及び周辺の清掃について協力してください（イベント当日、実行委員会でゴミ箱を設置しますが、区画ごとに清掃割当時間を設けますので、割当時間内は、責任を持って清掃に努めてください）。

また、排水溝等にゴミ・油・残渣等を廃棄しないようにお願いします。

■上水、排水に関して、上水については、主催者が指定する場所及び時間帯のみ開放を行います。

また、排水及び氷等の処理については、出店者が責任をもって持ち帰るなど、各自で処分を行ってください。

■油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、コンパネ等による処置を必ず行ってください。

■退園時は、周辺を清掃するとともに原状回復してください。

■申請時に登録した販売品目以外の販売はしないでください。

■酒類の販売を行う者は、「車を運転する方の飲酒は禁止します」など、ドライバーへの飲酒の注意喚起を促す看板やポップ等を作成し、必ず掲示してください。

■出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更することはできません。

■出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできません。

■販売中は、キッチンカーのエンジンは停止してください。

■出店中にスピーカー等を使用してBGMや呼び込み等を流すことはできません。

■従事者には、公園利用者に不快な印象を与えることのないよう接遇に関して周知するなど、常に良好なサービスを提供できる体制を整えてください。

■万一、事故等が発生した場合には、第一に現場の安全を確保したうえで速やかに大会本部へ報告し、指示に従うようにしてください。なお、出店

者自らの責任と費用をもって対応してください。

また、苦情等についても出店者がその責任の一切を負うものとします。

■主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、必ずそれに従ってください。

■感染症拡大防止対策は、必要により各出店者で適切に講じてください。

■この要項又は公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと認めるときは、出店の許可を取消すことがあります。なお、この場合に出店者に損害が生じてても市は補填、賠償等の責任は一切負いません。

■原則、出店決定後のキャンセルはできません。

■夏まつりの中止と営業補償に関しては、下記のとおり取扱います。

(1) 主催者の責めに帰さない事由（気象状況、地震等の災害の発生及び開催を妨害する行為など）により、主催者が開催内容の全部及び一部を中止した場合、また、営業時間を変更（短縮を含む）した場合等、いかなる場合も出店料は返金しません。

(2) やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。

また、営業物品その他の買取りなども一切行いません。

(3) 募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時閉店とし、出店料は返金しません。

また、出店に関する損害も補償しません。

■暴力団排除に関して

(1) 兵庫県暴力団排除条例及び淡路市暴力団排除条例を遵守してください。

また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力してください。

(2) 自己（申請者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこととします。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団員」という。）

- イ 同一生計者に暴力団員がいる者
- ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している。
- エ 暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(3) 主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに本部並びに警察へ届け出てください。

■本募集において補足の必要が生じた場合は、淡路市ホームページに適宜掲載します（出店者確定後、サイトは閉鎖します）。

## 5 申込方法等

■出店に関する質問の受付は、FAX（任意様式）または、Eメールのみで指定期間（令和7年5月26日（月）～6月2日（月））のみ受付し、質問に対する回答は、市ホームページで公表します。

送信相手先：淡路市役所 産業振興部 商工観光課  
(淡路市夏まつり実行委員会事務局)

F A X : 0 7 9 9 - 6 4 - 2 5 3 0

E メール : awaji\_syoukan@city.awaji.lg.jp

※FAX送信の場合、必ず市役所に到着したかご確認ください。

■以下の内容を郵送またはご持参（提出先：淡路市夏まつり実行委員会事務局（淡路市商工観光課）とし、お申込みください。

申請に必要な様式は、各自でダウンロードしていただくか、淡路市夏まつり実行委員会事務局（淡路市商工観光課）で受取ってください。

なお、直接、淡路市夏まつり実行委員会事務局（淡路市商工観光課）窓口で関係書類を受取る（提出する）場合は、平日8時30分～17時15分（土曜日、日曜日は除く）とします。

申請期間：令和7年5月26日（月）～6月10日（火）

提出先住所：〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地  
淡路市役所商工観光課

■申請に必要な提出資料は次のとおりです。

- (1) 出店基本情報申請書（全出店者）
- (2) キッチンカー情報申請書（全出店者）
- (3) 従事者車両申請書（該当出店者のみ）
- (4) 火気使用・電気供給申請書（全出店者）
- (5) 追加レンタル品申込書（該当全出店者のみ）
- (6) 出店誓約書（全出店者）
- (7) 食品取扱い方法申請書（食品取扱い出店者）
- (8) 食品衛生法に基づく営業許可（写し）
- (9) 食品衛生責任者証（写し）
- (10) 生産物賠償責任保険（PL保険等）証券（写し）
- (11) キッチンカーの車検証（写し）
- (12) キッチンカーの写真（前面及び側面とし、ナンバープレートが確認できるもの。）
- (13) キッチンカーの設備容量（電力、給排水設備）が確認できるもの
- (14) 販売品目（販売予定メニューの一覧・価格表） ※写真可
- (15) 運転免許証またはマイナンバーカードの写し

■応募から出店までのスケジュールは次のとおりです。

- (1) 質問受付

令和7年5月26日（月）～6月 2日（月）

※FAXまたはEメールのみ受付



- (2) 出店申請書の提出

令和7年5月26日（月）～6月10日（火）

※必要書類の作成・提出



- (3) 出店申請書受理・不受理通知書の送付

令和7年6月17日（火） ※予定

※不受理通知を受け取った応募者は、出店手続きを行うことはできません。

※出店者は、出店説明会（抽選会）で決定します。



- (4) 出店者区画抽選会・出店者説明会の開催

令和7年7月上旬 ※予定

※詳細な日時等は後日、出店者宛てに郵送します。

※会場は、淡路島国営明石海峡公園 管理センター 会議室にて開催予定

※出店区画の抽選を行い、出店者を決定します。

※出店申請者本人または代理人が必ず出席してください。

なお、会場への入場は、申請者本人または代理人1名に限ります。

※説明会出席に要する費用は、申請者で負担してください。

※本人確認書類が必要となります。

ア) 申請者本人が出席する場合

・運転免許証またはマイナンバーカード等

イ) 代理人が出席する場合

・運転免許証またはマイナンバーカード等

・代理権限証明書



(5) 出店料のお支払い

※出店決定者宛てに、別途、通知します。

※納期限は、7月14日(月) ※予定

※振込手数料等は、出店者負担となります。

※納期限までに出店料のお支払いがない場合は、出店不可になります。



(6) 出店許可証の交付

令和7年7月22日(火) ※予定

※出店許可証の再発行は行いませんので、イベント当日まで大切に保管してください。



(7) 出店(営業日当日)

令和7年8月3日(日)

◎ご応募を持ちまして、当「キッチンカー出店事業者募集要項」の内容を承諾していることとみなします。